

●助成（帯広市工業団地立地奨励金）

対象地域	帯広市西20条北工業団地
対象業種	工業団地に入居可能な全業種
対象要件	投資額2,300万円以上

助成の額	投資額の4%に相当する額
限度額	1,000万円

注1 上記「投資額」とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号（建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）に掲げる資産の取得価格の合計額で、製造等のため直接使用される施設・設備への投資額をいい、土地取得費を除きます。

注2 帯広市企業立地促進条例の助成金との併用はできません。固定資産税の免除との併用は可能です。



ただし、平成23年度または平成24年度に財団法人帯広市産業開発公社から土地を取得し、平成24年度までに申請をする場合、下記の特例が適用されます。

対象要件 投資額2,000万円以上(土地代含む)

助成の額 投資額の8%に相当する額

～ 融 資 制 度 ～

●融 資（帯広市中小企業振興融資制度【土地取得・設備資金】）

資金の用途	帯広市西20条北工業団地の土地の取得資金及び設備資金
要 件	中小企業者又は、中小企業団体等
融 資 額	1億円を限度

融 資 期 間	25年以内(3年以内の据置き期間を含む)
貸 付 利 率	年1.40%(平成23年10月3日より)
取扱金融機関	市中金融機関

●助成・免除（帯広市企業立地促進条例）

工場の新設・増設に対する助成						
対象業種	要 件		助 成 額	限 度 額		
製造業 リサイクル工場 新エネルギー電気供給施設	新設	投資額	2,000万円以上	投資額の8% 1人当たり10万円 (正規職員は15万円)	投資額分	1億5,000万円
		雇用増	5人以上		雇用増分	5,000万円
	増設	投資額	2,000万円以上	投資額の6% 1人当たり10万円 (正規職員は15万円)	投資額分	1億円
		雇用増	2人以上		雇用増分	5,000万円 ※ 同一企業に対する通算限度額も同じ。
	新設・増設時	十勝型産業クラスター加算	該当投資額の4%		当該加算額と助成額と合算した額の上記限度額以内。	
	工場見学施設設置加算	該当投資額の20%		投資額分	1,000万円	
	低炭素社会推進加算	該当投資額の20%		投資額分	1,000万円	
	緑化	工場立地法第6条の届出工場 (特定工場)	緑地及び環境施設の面積 1㎡当たり 1,500円	500万円		
特定事業所または試験研究施設の新設・増設に対する助成						
対象業種	要 件		助 成 額	限 度 額		
特定事業場 ソフトウェア業 情報処理サービス業 情報提供サービス業 機械設計業 デザイン業 システムインテグレーション事業 アプリケーション・サービス・ プロバイダ(ASP)事業 データセンター事業 デジタルコンテンツ事業 コールセンター事業 試験研究施設	新設	投資額	2,000万円以上	投資額の8% 1人当たり10万円 (正規職員は15万円)	投資額分	1億円
		雇用増	5人以上		雇用増分	5,000万円
	増設	投資額	1,000万円以上			
		雇用増	3人以上			
固定資産税の免除						
対象業種	要 件		免除される固定資産税			
製造業 農林水産業関連業種 ・各種商品卸売業 ・飲食糧品卸売業 ・木材・竹材卸売業 ・農業用機械器具卸売業 ・家具・建具卸売業	投資額	2,000万円以上	3年間免除			
		5,000万円以上	建物及びその付属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機等 その他建物に付属する設備） 構築物（橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備 又は工作物） 機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品その他の償却資産 土地			
情報サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 電気業 熱供給業 廃棄物処理業	投資額	1億円以上				

注1 補助対象地域は、工場については、工業専用地域、工業地域等に限られます。また、特定事業所、試験研究施設については、都市計画区域となります。

注2 「リサイクル工場」、新設・増設時の各種加算については、別に要件があります。

注3 上記「投資額」とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号（建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）に掲げる資産の取得価格の合計額で、製造等のため直接使用される施設・設備への投資額をいい、土地取得費を除きます。

注4 固定資産税の免除にあたっては、企業立地法に基づく企業立地計画について、北海道知事の承認を得ることが必要となる場合があります。